

第 4 期大阪府地域福祉支援計画

【中間見直し（案）のポイント】

大阪府地域福祉推進室地域福祉課

令和 3 年 1 2 月



▶第4期地域福祉支援計画は、計画期間（令和元年度から令和5年度）の中間年である令和3年度に、地域福祉を取り巻く状況の変化や国動向等を踏まえて、点検・見直しを行う。中間見直しに向けて、現行計画の基本理念等に基づき設定した5つの方向性に沿って、記述の見直しや新たな取組等について設定する。

(ア) 地域福祉を取り巻く状況の変化

地域福祉の推進方策

現状・取組状況等

1

(1) 地域福祉の
セーフティネットの拡充

新型コロナウイルス感染症の
感染拡大による影響

◎ コロナ禍における生活困窮者への支援や新たな地域福祉活動の開発

- ▶経済活動の自粛により、失業や休業、収入の減少により生活が困窮している方が増加していることから、生活困窮者自立支援制度を連携した支援体制の構築をすすめる。
- ▶コロナ禍において、高齢者や障がい者等の要支援者が孤立や不安を抱えないよう、社会福祉協議会が有する地域のネットワーク等を活用し、見守りや安否確認等を実施。今後は、新しい生活様式を踏まえた「新たな地域福祉活動」を検討

(イ) 国の動向等（法令改正、大綱や指針の改定、制度創設等）

地域福祉の推進方策

現状・取組状況等

(1) 地域福祉の
セーフティネットの拡充

2
市町村における
包括的な支援体制の構築

◎「重層的支援体制整備事業」の創設（R3年度～）

- ▶令和3年度より、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業（任意事業）が創設される。
- ▶令和3年度は、重層的支援体制整備事業の基本的な考え方や、体制構築の手法等について、市町村向け研修会等を開催し、事業の実施に向けて取組を促進する。

(1) 地域福祉の
セーフティネットの拡充

3
生活困窮者への支援や、
ひきこもり等対策等の充実

◎「ひきこもり」への支援の充実

- ▶ひきこもりの状態にあるなど社会参加に向けた支援を必要とする方などを対象に、労働及び福祉分野等の関係機関等のひきこもり支援ネットワーク（都道府県・市町村プラットフォーム）を構築し、就職や社会参加等に向けて取り組む。
（厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランに基づき、令和2年度～3年間実施）
- ▶個別支援のコンサルテーション等の地域におけるひきこもり支援の充実を図る。

地域福祉の推進方策

(1) 地域福祉の
セーフティネットの拡充

4

ヤングケアラーへの支援や
孤独・孤立対策の推進

5

その他

現状・取組状況等

◎ ヤングケアラーの早期発見、早期支援に向けた取組

- ▶厚生労働省及び文部科学省が連携し立ち上げた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」において今後取り組むべき施策が検討され、令和3年5月とりまとめ報告があった。
- ▶令和3年9月大阪府において「ヤングケアラー支援関係課長会議」を設置し、大阪府におけるヤングケアラーへの支援策等について検討

◎ 孤独・孤立対策の推進

- ▶令和3年6月「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、孤独・孤立対策として官民一体の取組を推進していくことを閣議決定
- ▶内閣官房が立ち上げた「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」において、令和3年12月を目途に重点計画を決定

◎ 避難行動要支援者に対する支援体制の充実

- ◎ 介護・福祉人材の確保
- ◎ 居住支援体制の充実

- ▶災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化
- ▶大阪府高齢者計画2021の策定に合わせ、介護・福祉人材の需要推計と供給推計を見直し
- ▶令和3年度策定予定の「大阪府居住安定確保計画」に合わせて、「Osakaあんしん住まい推進協議会」への全市町村の加入の目標を見直し